第2回太田市景観審議会議事録

日時	平成23年2月28日(月)午後2時00分~4時00分
場所	太田市役所 10階 10 A会議室
事務局	(1 開会)
(平賀副部	(1 開会) 只今より第2回太田市景観審議会を開会いたします。
長)	本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条
	第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなけれ
	ば、会議を開くことができないと規定されておりますが、本日
	は全委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本会議は
	成立していることをご報告させていただきます。
事務局	(2 会長挨拶)
(平賀副部	ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご
長)	挨拶をお願いしたいと思います。
	よろしくお願いいたします。
増山会長	(挨拶)
	皆さん、こんにちは。増山でございます。
	本日はお忙しい中、またこういった天候の中ご都合をつけて
	ご参加いただきましてありがとうございます。
	審議会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
	太田市におきましては、1月1日より景観条例と屋外広告物
	条例が施行されまして、いよいよ太田市の景観づくりも本格的
	にスタートしているところでございます。
	太田市らしい、かつ魅力的な景観をめざして、市民や事業者
	の皆さんとともに、今後取り組んでいかなければならない上で
	の様々な課題もこれから多々出てくるかと思っております。
	本日におきましても、日程表にございますように、たくさん
	の議題がありますが、皆さんとともに審議していきたいと考え
	ております。是非とも積極的かつ建設的な皆様方のご意見をお
	願いしたいと思っております。議事の運営につきましてもご協
	力くださいますようお願いいたします。
	簡単ではございますが、審議に先立ちましてのご挨拶とさせ
	ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
(平賀副部	次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきまして
長)	は、太田市景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきま
	して、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議
	長をお願いしたいと思います。
1. 1. 3. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	増山会長よろしくお願いいたします。
増山議長	それでは、ご指名ですので、しばらくの間、議長を務めてまし、
	いります。 本日の議事日程につきましては、お手元にございます日程の
	本日の議事日性につさましては、ね于元にこさいまり日柱の 順序で会議を進行したいと思います。
	順庁で云識を進行したいと忘います。 よろしくお願いいたします。
	よつしてや願いいにしまり。

増山議長	(3 会期の決定)
	まず日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。
	本会議の会期は、本日一日と致したいと思いますがこれにつ
	いてはご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	異議なしと認めまして、本審議会の会期は本日一日と決定い
	たしました。
増山議長	(4 会議録署名人の指名)
	次に日程第4、会議録署名人2名をご指名申し上げます。
	議席番号 6番 小林則子委員
	議席番号12番 小保方委員
	をご指名申し上げます。
134 1 34 13	よろしくお願いいたします。
増山議長	
	次に日程第5、議事に入りたいと思います。
	はじめに、議案第1号「部会の設置」について事務局より説明
亲安然 1 日	をしていただきます。よろしくお願いします。
議案第1号	皆さま大変お世話様になります。今泉でございます。
説明 (今泉参事)	よろしくお願いいたします。 それでは議案第1号「部会の設置」につきましてご説明申し
(分水)	それでは職業第1万「部云の畝直」につきましてこ説明中し 上げます。議案書の1ページをご覧ください。
	上りまり。 職業者の1~一つをこ見へたさい。 本案件は、景観審議会に「届出等審査部会」及び「表彰等評
	本衆庁は、京観番職会に「畑山寺番重命会」及び「衣彰寺計 価部会」を設置しようとするもので、太田市景観条例施行規則
	第40条で定められたもののほか、部会の運営に必要な事項を
	定めるものでございます。
	なお、部会員の数は、両部会とも5名程度と考えています。
	また、本案件をご承認いただいた後は、引き続き部会のメン
	バーも決めていただきたいと考えておりますので、よろしくお
	願いいたします。
増山議長	只今、事務局より議案第1号「部会の設置」についての説明
	がございました。
	只今の説明に関しまして、ご意見・ご質問等がございました
	らお願いいたします。
委員	なし
増山議長	それでは、特にご意見もないようですので、お諮りいたしま
	す。
	まず議案第1号「部会の設置」について、原案のとおり決定
	することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」と認めます。よって、議案第1号につ
	いては、原案のとおり決定されました。
増山議長	引き続き、部会員の選任を行いたいと思いますが、このこと
H I HXX	について、委員の皆様のご意見等がございましたらお願いいた
	します。

岩崎委員	事務局の案があれば、出してください。
増山議長	事務局案をというご意見が岩崎委員から出されました。事務
	局案がありましたらここで説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局案を申し上げたいと思います。
(今泉参事)	まず、届出等審査部会でございますが、増山会長、
	柳澤委員、小林則子委員、岩崎委員、栗原委員、以上
	5名でございまして、
	部会長を増山会長に副部会長を栁澤委員にという案でござい
	ます。
	次に、表彰等評価部会でございますが、渡邉会長職務代理者、
	若林委員、小林良男委員、深澤委員、山田委員5名の方にお願
	いしたいと思います。
	部会長といたしまして渡邉会長職務代理者、副部会長といた
	しまして若林委員を考えております。よろしくお願い致します。
増山議長	はい、ありがとうございました。
	今の事務局案について、お話しいただきましたがいかがでし
	ょうか。5名ずつという事でございますが、皆様方からご意見
	等、ご希望なりありましたら遠慮なくおっしゃっていただきた
	いと思います。名前が挙がらなかった方も、「この部会の中で」
	という方がいらっしゃればご意見をいただければと思っていま
	す。名前が挙げられた方でも「辞退したい」ということでもか
山田委具	まわないと思いますがいかがでしょうか。
山田委員	異存は無いですが、事務局案の根拠というか、人選の背景を 教えていただきたいのですが。
事務局	私どもで考えましたのは、届出等審査部会につきましては、
事 務局 (飯島補佐)	本ともで考えましたのは、個山寺衛生前去につきましては、 太田市景観条例の届出や太田市屋外広告物条例の届出に関し
	お願いする部会でございまして、それにつきましては景観の届
	出、あるいは建築についてお詳しいと思われる方を選定いたし
	ました。
	- 表彰等評価部会につきましては、建築物あるいは景観づくり
	の活動等の行いに対しての景観賞の設置をする上で、審査をお
	願いする部会でございます。それにつきましても、学識経験者
	の方、市民代表の方からこれまで策定委員等でご協力いただい
	た方にご協力いただければと思いまして選ばせていただきまし
	た。
	案として出させていただきましたけれど、できれば委員さん
	の方から「私はこれがやりたい」とおっしゃって頂ければ、そ
	れが一番ありがたいと思います。
	あまり人数が多すぎてもまとまらないと考え、また部会もこ
	れだけではないこともありますので、今回は2つの部会を設置
	させていただきましたが、今後のことも考えまして5名を選ば
	せていただきました。
山田委員	経験や出身団体を考えた上での人選ということで、納得しま
	した。

増山議長	他の委員さんいかがでしょうか。
	なければ、この事務局案でスタートしていきたいと思います。
	今後、必要に応じて他の部会の設置もあるようです。
	他にご意見もないようですので、お諮りいたします。
	「部会員の選任」については、事務局の案ということになり
	ましたが、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」ということでしたので、よって、「部会
	員の選任」については、原案のとおり決定いたします。
増山議長	次に、議案第2号でございますが「景観重要建造物の指定に
	ついて」それから議案第3号「景観重要樹木の指定について」、
	議案第4号「景観重要公共施設の指定について」までは、とも
	に関連がありますので、一括してまず事務局からご説明いただ
	き、議決につきましては案件ごとに行いたいと思っております。
	これにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	では、この方向で進めます。
	よって、議案第2号「景観重要建造物の指定について」から
	議案第4号「景観重要公共施設の指定について」まで、一括し
	て事務局よりご説明をお願いします。
議案第2号	それでは、「議案第2号 景観重要建造物の指定について」か
から議案第	ら「議案第4号 景観重要公共施設の指定について」まで、一
4号説明	括してご説明させていただきます。
(今泉参事)	はじめに、議案第2号でございます。景観重要建造物の指定
	につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧く
	ださい。
	景観重要建造物は、地域の歴史や生活が感じられ、市民に親
	しまれてきたもので、良好な景観づくりに重要と認められる建
	造物です。指定にあたっては、景観計画で定めた指定の方針の
	下、まずは、3ページに記載のとおり市所有のものから指定し、
	その後、4ページの候補リストのうち、所有者の同意が得られ
	たものから順次指定していきたいと考えております。
	なお、指定後は、標識を設置する等して広報に努めるととも
	に、保全・管理及び活用の方針に基づき、適切な保全・管理を行
	います。
	次に、議案第3号 景観重要樹木の指定につきましてご説明
	申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。
	景観重要樹木は、建造物と同様に、景観づくりの上で重要な
	樹木で、同じく6ページに記載の3つから指定し、その後、そ
	の他の指定候補リストのうち、所有者の同意が得られたものか
	ら順次指定していきたいと考えています。
	なお、景観重要樹木につきましても、指定後は、標識を設置 オストト・ストース 第四条 四条 200
	するとともに、適切な保全・管理を行います。
	次に、議案第4号 景観重要公共施設の指定につきましてご

	説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。
	景観重要公共施設は、道路、河川、公園などのうち、景観形
	成上重要な公共施設で、9ページ・10ページに掲載した指定
	の候補リストのうち、優先度の高いものから、管理者の同意を
	得て指定していきたいと考えています。
	おお、指定後は、景観に配慮した整備に努めるとともに、占
	おれ、相足板は、京既に配慮した金偏に劣めることもに、日 用許可物件についても景観への配慮を求めていきたいと考えて
	います。
	以上です。よろしくお願いいたします。
増山議長	ありがとうございました。
	まず、事務局より議案第2号「景観重要建造物の指定につい
	て」から議案第4号「景観重要公共施設の指定について」まで
	の説明がありました。
	ただ今の説明に関して、ご意見等、ご質問なり含めてよろし
	くお願いいたします。
山田委員	それぞれの景観構成要因について指定をして、管理をしてい
	こうということですが、太田市景観条例の中で重点地区という
	ことで、広がりを持った地域を特定して、それ全体を景観とし
	て向上させていこうというところがありますよね。そういう面
	として規定しているものに対して、こういう構成要因をどのよ
	うに位置づけていくのか繋がりがよく見えない。
	もう一つは、例えば建造物で、お寺なり建物なりを維持管理
	していくのだが、本来は塀に囲まれていて、アプローチがあっ
	て、木があって建物があってということで、建物の周囲全体を
	一つの景観と捉えてみていかないとちぐはぐになってしまう可
	能性があるわけですよね。そういう捉え方が表に出てきてない
	ので、そういう事もこの中に入れこんでいきたいなという事が
	2点目。
	3点目は全てに共通するのですが、建造物の保全管理につい
	て、「協働」と書かれていますが、実際には予算的な裏づけとか
	人員の対応とか、行政としての支援、負担、これがないと協働
	とはいえ、個人の部分というのは、そんなに期待している程う
	まくいかないので、そういう行政の対応はどのようにしていく
	のか。その辺を明確にしておかないと曖昧になってしまうと思
() () () () () () () () () ()	います。
増山議長	3つほどご意見をいただきましたけれども、最初の重点地区
1.71.	との関係ですが、お答え願いますか。
事務局	まず、1つ目の景観形成重点地区との関わりということで、面
(飯島補佐)	の中で景観重要建造物を活かすべきではないかというご意見で
	ございますけれども、今回ここで挙げているのは、建物を含め
	ての周辺景観ですが、景観形成重点地区につきましては、また
	別の扱いで考えています。
	景観計画の中では候補地を挙げていますけれども、重点地区
	につきましては、また別の所で研究を進めさせていただきたい
	と思っていまして、今回挙げた建物、樹木、それから公共施設

	の指定から着手してまいりたいというふうに考えています。
山田委員	ここでいろいろ事例を出していただいたし、こういう事はど
	うかという提案もあるわけだが、そういうものは景観重点地区
	という中で捉えたとき、その重点地区をしっかり核として構成
	していくために、こういうことが是非必要なんだと、結びつけ
	て景観というものを捉えていただきたい。
	せっかく太田市景観条例があり、その中で重点地区を定めて
	いるのだから、そういう中で、その重点地区の中の景観を維持
	するためには、是非「こういうものが欲しかったんだ」という
	繋がりが欲しかったということなんです。
増山議長	重点地区は、今、説明がありましたように、面的なところで
	熟度が上ったところについては指定ということで、景観計画の
	中でも候補として挙げられていますよね。これから現地との話
	し合いや協議を踏まえて、重点地区ということで指定をしてい
	く。もちろん、重点地区の中でも景観重要建造物だとか、景観
	重要樹木だとかがあれば、それはちゃんと位置づけなくてはな
	らないと思います。
	今話しているのは、重点地区というのは特定のエリアですか
	ら、景観計画区域全体、太田の場合は市域全体ですよね。それ
	について、非常に点的だけれども、景観的に優れた樹木、建造
	物あるいは公共施設、こういうものをきちっと拾っていこうと。
	それについては、点的でも線的でも、公共施設の場合は線的な
	ものが多いと思いますけれども、そういったものをきちっと景
	観的に優れたものとして位置づけて、指定した上で、把握して
	いこうというものですよね。だから、重点的なエリアのお話と、
	市域全域の計画地域全体の中で、点的、線的あるいは面的に重
	要なところを、これら3つの視点で拾っていくという話ですね。
1 - 7 - 1	そういうふうに理解しています。
山田委員	そういうことをきちんと踏まえて、条例をやっている時は重
	点地区が出てきて、個々の規定になったら個々のものがぽんぽ
	んと出てくる。そういう形ではなくて、常に全体から捉えてほ
市沙口	しいということです。
事務局	その辺は、仰るとおり重要なのはエリアで、例えば、丸山と
(平賀副部	か金山とかといったところがあります。ただ、これもスタート
長)	したばかりで、エリアを特定するということは、その地域に出
	ていって説明など色々しなくてはならないわけです。そのため、 もう少し時間をいただいて、もちろん同時進行で進めていくつ
	もりですが、いずれにしても、こういった物をこのままにして おくと、樹も含めて痛みますので、その辺を管理していきたい。
	ねくと、倒も古めて痛みよりので、その辺を管理していさだい。 市ですぐに予算がつくかと言えば、その辺が少し問題ですが、
	□ですくに丁鼻かつくかと言えば、その辺が少し問題ですか、 いずれにしましても認識を市民の方に持っていただきたい。と
	いっれにしましても認識を用民の方に持つていたださだい。と にかく、「これは大事な太田市の歴史だよ」ということを、まず
	にがく、「これは人事な太田川の歴史によ」ということを、ます 認識していただいて大事にしてもらう。そこからスタートする
	認識していただいで人事にしてもらり。そこからスタートする には、点なりを、面と同時に、または若干早く進めて、その後
	には、点なりを、面と向時に、または石干手へ進めて、その後 すぐ面的なものも進めて行きたいと思います。
	タ \ 囲ฅプイス もい も進め し11さたいと応いまり。

増山議長	山田委員が仰るように、早く熟度が上ってきて、重点地区が
	指定されて、地元の皆さんが中心になってやっていく状況が作
	れたらいいですね。それは、同時進行でやっていただけたらと
	思います。
小保方委員	関連したことですが、比べるのはちょっと違う面もあるかも
	しれませんが、太田地域にある新田荘遺跡、これは初期におい
	ては建造物とか、その他個々に指定してありましたね。それが
	寺院の境内ということで面的に捉えて11箇所あると思うので
	すが、そのような形で面として捉えた場合、景観というのは文
	化財に限らず非常によく見えてくるということだと思うんです
	ね。ですので、山田委員が仰ったように、やはり面で捉えると
	いうことを念頭において話を進めるというのが、今後、指定と
	一か保存とかしていくのにいいのではないかと思いますが、よろ
	しくお願いします。
事務局	しくね願いしより。 基本は面的なことを捉えて、やはり地域の方と一緒になって
事務局 (平賀副部	塞やは面的なことを捉えて、やはり地域の力と 相になって やるためには、もう少し勉強させてください。
	,
長)	確かに、丸山宿もそうですが、丸山は地域でそういう認識が
	結構あるんですね。あそこは、もうずっとそうやってきていま
	すから、むしろ、市がそれに関わらなかったということもある
	んですが、今後進めさせていただきたいと思いますので、よろ
134 1 -34 1-	しくお願いいたします。
増山議長	他にはいかがでしょうか。
荒井委員	第4号議案の景観重要公共施設の指定ということで、指定の
	候補地等が挙がっていますが、河川だと流域の長さとか、道路
	ですと線路上の問題、それの特定の区間を指定するのかどうか、
	その辺を確認したいと思います。
事務局	範囲につきましては、全部というわけではないです。
(飯島補佐)	景観づくりをする上で重要と思われる部分、そういったとこ
	ろを指定していきたいと思っております。
	河川にしても、八瀬川だから八瀬川全てを指定するのではな
	くて、例えば、大光院の所から県道2号線までのエリア、もう
	既に歩道等の整備はされていますが、そういったエリアを設定
	して指定していきたいと思っています。
増山議長	特定のエリア、区間なりを設定していくということですね。
	よろしいでしょうか。
小保方委員	4ページの、その他の指定候補リストのところで、下から2
	番目、大慶寺というお寺があります。特徴の部分で、景観形成
	に先導的な特徴のある建造物とありますが、これは社殿をさし
	ていると思うのですが、どうでしょうか。
	- 先ほどで言うと建物は点ですよね。 寺域といえば面になると
	思うのですが、特徴の五ということで、このような説明が付い
	ています。
	- 大慶寺につきましては、全体的に見れば寺院建築で景観にマ
	ッチしているかなと思うのですが、この建造物自体が新しいん
	ですよね。大正初期に火災にあいまして、その後、建てられた
	c / 5 450 / L ///// ///// c // C // C // C // C

	建造物だと思います。こういう配慮はどうなんでしょうか。こ
	の特徴にある建造物としては、ちょっと疑問に感じたものです
	から。
事務局	これにつきましては、指定候補の検討の中で、特徴の四と五
(飯島補佐)	について、地域のシンボルとして親しまれているということも
	含めて考えました。社殿については、仰るとおり、それほど古
	い物ではございませんけれども、地域のシンボルということで、
	事務局の案として挙げさせていただいた次第でございます。
	他にも、ここには挙がってきていないものが、たくさんあろ
	うかと思いますので、その辺りにつきましても、逆に「こうい
	うものがありますよ」と挙げていただければと思います。
小保方委員	
/ T体/J 安貝 	その点については、元の新田地域にはこの他にもいくつかあ
	りますので。
事務局	私どもとしても逆提案をいただけるとありがたいです。
(飯島補佐)	TAC OC O COZIER EV TOTOLO / N TOV C / S
増山議長	ぜひ、委員の皆様は、それぞれご専門の立場で、地域のシン
	ボルという話がありますけれども、地域に親しまれているもの
	を挙げていただければありがたいです。
	これは、必ずしも歴史的建造物にこだわらなくていいわけで
	すから。景観重要建造物は、必ずしもそういうものだけではな
	いわけですから、それにこだわる事はないです。その辺をご理
	解いただきながら挙げていただければありがたいです。
山田委員	公共のところで、太田市民の最大の関心は南口って必ず出ま
	すよね。ここでは407号線とかいわゆる国道をメインにとっ
	ていますが、あの辺をどう捉えるか。
	ここでは、現在良いものを維持するのではなくて、是非、景
	観を良くしたいからということだったら、あそこは挙がってこ
	ないとおかしくなるので、市民の皆さんの興味があるところで、
	「今はあまり良くないけど良くしたいね」とか、そういう所をこ
	れから入れていくという方向性でもいいわけですよね。
	そうすれば南口のあたりを何らかの形で組み込んでいった方
	がいいのではないでしょうか。
小林(良)委	私は金山城の遺構、遺跡の管理などをやっておるんですが、
員	あの金山一つをとっても遺構が文化財課の担当で、ちょっと外
	れると農業政策課で、ハイキングコースですと商業観光課にな
	ります。神社の前の方は花と緑の推進課と、一つの山がいくつ
	にも分かれていますよね。私たちがあそこで保護管理を色々や
	るんですが、文化財の域を外れて農業政策課の域に入ってしま
	う、商業観光課の域に入ってしまうということがあるんですが、
	折角こういう会が催されるのであれば、市の各課それぞれ分け
	ないで、ある部分では4つの課が協調して考えていくというこ
	とが必要ではないでしょうか、ということを10年来感じてい
	ます。
	現実に金山城の西、長手谷を入って井戸沢という沢があるん
	ですが、それは歴史的にも有名な貴重な登山道で、これが今、

	山頂案内をしたら風などで竹が根こそぎ倒れて、まさに塀を立
	てたようになっている。文化財課に何とかならないかと話しま
	したら、農業政策課ではないか、もしハイキングコースだとす
	れば商業観光課。どこに話をしたらいいのか、今現在止まって
	いるところです。やるにしても相当お金が掛かりますから、す
	ぐにできることではないと思いますが、そういう担当課に意見
	集約できるシステムになっていくのでしょうか。
増山議長	景観という見地から、横断的な取り組み、調整の取り組みは
1日田成以	
	求められるわけですが、そういったことがこれからは必要にな
	りますよね。調整がつけば景観という面からいうと、複数に関
	わってきますので、どのように考えたらいいかですけれども、
	その辺は期待してよろしいのでしょうか。
事務局	それに関しましては、我々行政は縦割りが強いものですから。
(平賀副部	それはなぜかというと、予算の問題もあるわけですけれども、
長)	それで許認可業務について、例えば建築関係でしたら庁内調整
	会議というのがあるんですね。それで、それぞれのセクション
	でOKが出た場合に、基となる例えば建築指導課で許可する。
	ところが、金山などの場合には、基本となる部分がはっきりし
	ていないです。昔よりは大分あっちだこっちだとか少なくなっ
	てきたと私は認識していますが。
	ですから、私が聞いている範囲では、その件は初めて聞いた
	んですが、ここで都市計画課が受けて「そうですね。」というわ
	けにはいきません。その辺は、都市計画課長の話ですと、年に
	2回の調整会議があるということで、事務局は花と緑の推進課
	なので、都市計画課の方から相談してみます。ちょっと待って
	頂きたいと思います。
小林(良)委	2年ほど前、モータープール脇の東屋付近に電気洗濯機が放
	り込まれるということがあって、文化財課の担当に何度か撤去
只	からなれるということがあって、文化対話の担当に所及が献る をお願いしたんですが、半年以上一向に片付かない。とうとう
	新聞に載った翌日の朝の7時30分頃「お立会い願いたい。」と
	いうことで連絡がありました。それでないと動かないんです。
	それと、モータープールに車が捨ててあるんです。廃棄処分
	にはお金が掛かると。これもしばらく置いてあった。そのうち
	ガラスを割られ、ドアを破られ散々な目にあいましたけど、そ
	ういうものがあると一般市民に大変迷惑がかかります。度々そ
	んなことがありますね。
	ある時は、モータープールの観光案内板に落書きがあって、
	4年も5年も経過して、非常に見づらくなっていたので、塗料
	など2、3千円の材料費で綺麗にしたんですが、担当課が見積
	りを取ったら50万円とか60万円かかると。生活をして従業
	員の給料を払うんですから高いのは当たり前ですが、たかが3
	千円程度の材料費で直せるんです。半年も1年も手がつかない
	というのはおかしいです。こういうシステムを活かしてほしい。
若林委員	重点地区8つの内、4つぐらいは非常に文化財と関わりが強
	い。文化財保護法と景観法の関わりでいうと、小保方委員が仰

	ったような新田荘遺跡は景観法では手がつかないですね。国指
	定は除いて、県指定、市指定で景観上重要なものにまずは取り
	掛かって、重点地区で景観的に整備していくのかなと。文化財
	の指定や解除は大変なわけですが、最近のいい例は、金山城の
	ガイダンスもコミュニティセンターにひっかけて、うまく造り
	ましたよね。文化財サイドではなかなか文化庁の予算がつかな
	くてできないものを、最近の文化財課は、まちづくりとか国の
	予算をうまく使っていますよね。今後の予定では、中島知久平
	邸が指定されていくのでしょうが、役所も市民も文化財、景観、
	都市計画、公共物等を意識的に繋がりを持てるようにやってい
	けばいいのではないかと思う。
渡邉委員	先ほどの山田委員の質問の中の、指定された後の保全・管理
	における行政の対応について、その辺はどう考えているのでし
	ようか。
事務局	今現在、予算はありません。差し当たり、市のものを指定し
(飯島補佐)	ていくので、市の所管課の予算で対応していく状況でございま
	す。ゆくゆくは個人のものを指定する場合は、全くゼロという
	す。ゆくゆくは個人のものを間足する場合は、主くこうという わけにはいきませんので、財政当局に掛け合っていかなければ
	ならないと考えています。
	もう1つは、樹木に関してなんですが、学校の樹木が指定の
	候補に挙がっていますけれども、現在も1%まちづくり事業を
	活用して、学校やPTAの皆さんで、樹木の保全・管理をして
	いる状況でございますけれども、引き続き1%まちづくり事業
	を活用していただくのがよろしいかなと考えています。担当課
	の方からも予算がつかない旨の話は聞いています。今後指定し
	ていくには、予算的裏付けや、保全・管理をするためには、建
	物であれば修繕も必要ですし、それなりの手当てをしてあげな
	いといけないのかなと思いますので、今後検討してまいりたい
	と考えています。
山田委員	- 心配したのは、予算的な裏付けのない条例や法律というのは、
	絵に描いた餅であって、調整会議の場で調整するだろうなと思
	伝に描いた所でありて、調整会職の場で調整するたろうなど心 いますが、それぞれ実行部隊は、個々の行政上の縦割りの中で
	役割分担が決まっていくでしょうから、その時に、そういう部
	署を動かすのであれなんであれ、予算を取るにはどうしたらい
	いかなという仕掛けを早く作っていただきたい。ただ言っただ
	けで終わらないために予算的な裏付け、あるいは圧力団体をど
	ういう形で作るのかを含め、お金の取れる算段をしていただき
	たい。
事務局	先ほど若林委員さんが仰いました、金山城ガイダンス施設の
(平賀副部	話ですが、あれは補助が45%です。あれもエリアを決めて、
長)	そういう条件でもらえるようになりました。ですから、国も最
	近では新しい考えを持っていまして、地域の意見があれば、行
	政としてこれを造っていきたいとか、ハード面が多いですけれ
	ども、予算的にはつきやすいです。その窓口が都市計画課です
	けれども、そういう話では、景観に対してももう少し都市計画

	課自身が認識を持たなくてはという気がしています。ただ、今
	の話で、事業担当課長の連携がないとダメですから、その辺が
	ちょっと難しいかなと思います。
	いずれにしましても、景観ということが新たに始まったわけ
	ですから、それにつきまして都市計画課も積極的にやっていき
	たいなと認識しています。今までは景観という認識が都市計画
	課も無く、県がやっていたという認識があったものですから。
	ただ、これからは、担当も景観について勉強していますし、
	許可の窓口にもなっています。その辺では色々と取り組んでい
	ますので、もう少しお待ちいただければと思います。
増山議長	税制の上での優遇というのはあるのですか。特にはないので
	しょうか。
事務局	景観重要建造物については、指定されたものについて相続税
(飯島補佐)	の評価が優遇されているかなと思います。それから、建築物は
(政)(西)(市)(上)	
	建築基準法の優遇も景観重要建造物の中では特記事項で設けて
	はあります。
増山議長	緩和ということですね。
事務局	緩和です。公共施設についてもやはり同じです。
(飯島補佐)	核和です。公共地設についてもやはり向しです。
増山議長	景観法がスタートした時も、その辺の話は出ていましたけれ
	ども、はっきりしないうちにスタートしたという記憶がありま
	すね。
	他にはいかがでしょう。
	候補としてあげられているリストがそれぞれついてございま
	すけれども、この点につきましてお気づきの点、この会議の中
	で、ここは言っておきたいとか何かございましたらどうぞ。
小保方委員	議案第4号の(2)の線で囲ってあるところに、「みどりの景
	観」とか「水辺景観」「眺望景観」「沿道・沿線景観」「歴史・文
	化景観」などいくつかあります。新田地域なんですけれども、
	この水辺景観に該当するかと思いますが、新田湧水群というこ
	とで、現在、矢太神水源それと重殿水源、この2つが国の史跡
	に指定されています。もう1つ妙参寺沼。これが、ため池百選
	に去年国から選定されまして、この3箇所が公的な史跡ですね。
	ただこれだけではなくて、ここにはかなりの数の湧水がありま
	す。現在、水が湧いている所はそれほど無いのですが、24、
	25箇所。湧いたり湧かなかったりしている所ですが、最近に
	なりまして、地域の人のNPOで、ある程度は見たり、助言を
	行ったりしていますが、最近ちょっと気がついたことなんです
	が、水が湧かなくなったとか、ただの沼地で危険とか、地元も
	それを利用する機会が無く、少し前からいくつか埋め立てが始
	まっています。聞くところによりますと、それもやむを得ない
	かなと思いますが、残土の処理の一環で埋め立てられていると
	いうお話も聞きます。これは公的な関連のある行為ですかね。
	業者さんにも周知、地域にも色々周知していただきたいのです
	が、それが1点。
	W / C40W T 111/0

	もう1つ、湧水といっても、それほど面積的に広いところが
	妙参寺とか天沼とかいくつかあるのですが、面積が小さい所が
	多いわけですが、ただ水辺の景観という田風景的な所が随所に
	見られますので、こういう所をもっと面的に何か保全できない
	かなと。ただ現在は、池がある所を意識して保存という段階で
	すけれども、できましたらもっと、先ほど言いましたように面
	的なもので捉えていただければ、今後、保存・管理していくの
	にも良くなっていくのではないかと思います。
	まず、古来より水というのは水田に利用されていまして、市内
	には歴史的な史跡・遺跡が結構あります。それを含めまして、
	そういう面的なことで、もっと配慮していただければなという
	ことです。
	3年経ちましたかね。見られたかと思いますけれども、湧水
	の冊子が出来ております。その中には、なるべく水が湧いてい
	る所は網羅してありますけれども、環境政策課で作成したと思
	いますが、ご覧になったことはありますか。小冊子でそれほど
	厚くはないのですが、太田は特異な景観を持っていますので、
	もしそういう所を配慮していただければと思います。
増山議長	この地区も、当然重点地区の候補地になっていますので、そ
	の最初の、面的に重点地区という形でスタートを切れるといい
	ですよね。重点地区になりますと、その中できめ細かな規制な
	りの仕組みが作れますので、それは早くスタートを切れればい
	いかなと思います。
	事務局の方は何か今のご意見についてお答えありますか。
事務局	
(平賀副部	先ほどと同じ回答になりますので。
長)	
増山議長	他にはいかがでしょう。
栗原委員	2ページの景観重要建造物の指定の候補の中で(2)ですが、
	これは国で指定したものについては指定できないと書いてある
	のですが、これは3ページの候補の場所に「世良田」がありま
	すが、国の重要文化財は指定できないと捉えてしまうんですが、
	これがちょっと分からないのですが。
若林委員	文化財保護法で国指定になっていたら駄目、県と市指定は管
	理できます。世良田は国「登録」で、登録文化財は「指定」で
	はないですから、別です。2ページの(2)の「ただし、」から
	の3行を良く読んでいただければ分かるように、「文化財保護法
	に基づく国宝、重要文化財、特別史跡名称天然記念物または史
	跡名勝天然記念物に指定または仮指定された建造物については
	適用しません。」とあり、登録というのは候補みたいなものです
	から、登録と重要文化財とは違うと理解していただきたいと思
	います。
増山議長	ということでよろしいですね。
	他にはいかがでしょうか。
1	

増山議長	もしなければ、2号から4号までで貴重なご意見、ご指摘を
	いただきましたけれども、特にこれ以上ご意見もございません
	ので、先ほども申し上げたとおり、案件ごとに個別に議決とい
	う形でお諮りいたします。
	まず、議案第2号でございますけれども「景観重要建造物の
	指定」について、これにつきましても当然、候補リストについ
	ては後で追加等もございますが、説明いただいた原案としては
	ご承認いただけますでしょうか。
 委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは原案どおりということで、ご異議なしと認めます。
(原案のとおり決定いたします。
増山議長	それから、議案第3号ですけれども「景観重要樹木の指定」
	ということについて、これにつきましてもいくつかの貴重なご
	指摘をいただきました。実際、指定に向けてというところで、
	原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」と認めます。議案第3号につきまして
	も、原案のとおり決定いたします。
増山議長	それでは、議案第4号「景観重要公共施設の指定」について、
	これにつきましてもいくつかご意見いただきまして、リストに
	ついてもやはり今後追加なりされていくと思いますが、これに
	ついても原案のとおり決定することにご異議ございませんでし
	ようか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」と認めまして、議案第4号につきまし
	ても、原案のとおり決定させていただきたいと思います。
増山議長	それでは、議案第5号「景観ボランティア制度」について、事
	務局より説明をお願いいたします。
議案第5号	それでは、議案第5号 景観ボランティア制度につきまして
説明	ご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。
(今泉参事)	本案件は、景観ボランティアにより、違反簡易広告物の除却
() , , , ,	並びに違反広告物及び景観阻害物件の監視・通報を行っていた
	だく制度でございます。
	これらの活動を希望する市民または団体を広く募集し、屋外
	広告物の適正化を推進していきたいと考えています。
	なお、報酬につきましてはございませんが、活動中の事故等
	に備えて、市の負担で保険に加入したいと考えております。
	1.詳しては、14ページから31ページまでに記載の実施更綴
	詳しくは、14ページから31ページまでに記載の実施要綱及び別冊の「暑知ボランティア・活動団体、活動の毛引き」に
	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に
	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に記載のとおりでございます。
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に 記載のとおりでございます。 以上です。
増山議長	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に 記載のとおりでございます。 以上です。 「景観ボランティア制度」についての説明についてのご意見
	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に 記載のとおりでございます。 以上です。 「景観ボランティア制度」についての説明についてのご意見 なりご質問、どうぞお願いいたします。
増山議長山田委員	及び別冊の「景観ボランティア・活動団体 活動の手引き」に 記載のとおりでございます。 以上です。 「景観ボランティア制度」についての説明についてのご意見

	んだけどということで登録すれば、それはそれで成立するんですね。団体の場合は3人以上で構成するわけで、そういう理解でよろしいでしょうか。
事務局(飯島補佐)	活動にあたっては、もちろん個人個人でご登録いただいてボランティア活動していただいて、あるいは、どちらかの団体で、景観ボランティアとして登録した人を含めて、団体としてご登録いただいてボランティア活動をしていただくことになります。
山田委員	そこがちょっとはっきりしなかったんです。 個人として登録したら、どこかの団体に所属しなければいけないのですか。
事務局 (飯島補佐)	そういうことではありません。
増山議長	一人でも団体としての登録ということですか。
事務局 (飯島補佐)	一人の方の場合は個人、団体の場合は団体です。
山田委員	一人で動いてはいけないよという枠組みがあるのということではないのですね。一人でウオーキングしていて、何かおかしいなと思ったらどうにか出来るというくらい広げていただかないとなかなか難しい。
茂木委員	11ページを見ると市が実施する講習を修了して、委任され た方となっていますが、募集を定期的に、例えばどの段階でや りますよとかいうものを予定されているのか。
事務局(飯島補佐)	それにつきましては、4月になりましたら広報、ホームページで募集をさせていただきまして、まずは景観ボランティももろん応募は出来ますけれども、認定をするには、その中に景観でランティアの方が一人以上ということが必要になります日程を決めて、まずは個人の方を募集して、それで集まったところで自己を開催させていただき、その講習会を修了さとに資格者証をお渡しします。後はなりますの活動していただくことにつきましては都市計画課でよった資格を活動していただくことにつきましては都市計画課ではいたと思いますので、それを使っていただきたいと思います。回体としていきなりのであれば、そのと思います。が当まであるの中にのであれば、そのと思います。は可体として登録申請をしていただいて認定を受けて、講座をでするの方が必ず入って活動する。一人より二人、三人、り時間がよりであるし、一人の方への負担が減るのかなと思います。もちろん団体の方全員でもいいのですけど。実際、活動のに

	は、景観ボランティアの講座を修了した方と一緒に活動してい
	ただくことになります。
増山議長	講習というのは、どの程度のものですか。
事務局	別冊の手引きにございますけれども、活動内容ですとか、ど
(飯島補佐)	んなものを除却できるのか、そういったようなことについてお
(2)(11)	話をさせていただきたいと思います。また、活動前に出してい
	ただく書類、あるいは、ボランティア活動が終わった後に、提
	出していただく書類等もございますので、そういったことも含
	めてお話いたしますが、何時間もかかるようなものではござい
	ません。
増山議長	よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。
事務局	それともう1つ、今の追加ですが、実はこれまで群馬県で屋
(飯島補佐)	外広告物の除却についてボランティア活動をやっておりまし
	た。今現在、太田市青少年育成推進員連絡協議会が県の条例で
	除却活動団体として登録されておりまして、太田市におきまし
	ても引き続き市の条例に基づいて除却活動を行う景観ボランテ
	ィア活動団体として活動していただくことになっています。
	今現在、太田市管内の活動団体はこれ一つです。
増山議長	分かりました。
山田委員	やはり、幅広い活動をするにはこれは大事だと思うんですよ
	ね。青少推を使うっていうのは1つの手ですけれども、あの人
	たちが町に出て活動するのは年に何回かということで、提案で
	すけれど、やっぱり団体で活動ということになると、安全パト
	ロールとか登下校の見守りとかいう形で黄色いジャンバーを着
	て、人がたくさん出ているので、ああいう人たちにも協力を働
	きかけていくと幅広い景観維持が出来ていくかなと思うので、
	それも1つアイディアに入れていただいて、呼びかけもしてい
	ただけると良いと思います。彼らは警察の方ともタイアップで
	きているので。
増山議長	そうですね、広げる意味で少し呼びかけるということで。
事務局	このことについては、4月1日号の広報に載せたいと思って
(飯島補佐)	いますけれども、状況を見ながら合わせて呼びかけも検討して
.I. H 4 H	いきたいと思います。
山田委員	それから、ボランティアは無償と書いてありますよね。何か
	なんとか手当てできないのかなと。
	例えば、1%まちづくり事業でもコミュニティー経費という ことで、一回の活動について一人200円は出しているわけで
	ことで、一回の活動について一人200円は出しているわりで すよ。そういう形で何か飲物代、あるいは回った後、雑談がで
	する。でブグラルで何か飲物で、めるでは固った後、雑談がで きるくらいのお茶菓子代位は配慮できる筋道はないのかなと。
	具体的には、例えば1%事業とタイアップしてくださいという
	ことで結びつけるとか、そういう完全にボランティアだと可哀
	想な気がして、こんな手立ても考えたのですが。
増山議長	いかがでしょうか、その辺は。
事務局	
(飯島補佐)	その辺りは、今後検討します。

山田老具	まり世はてなわりに又答ぶとてよさいいでよけなじ ゆのぶ
山田委員	青少推はそれなりに予算があるからいいですけれど、他のボーランティア団体が全く無償だというといかがでしょうか。
小林(良)委	私が関わっている金山城保存会では、一人当たり一行動に対
員	して82円位です。100円1缶のお茶も買えません。それが
	現実です。ですから当然、往復の旅費、保険、弁当も実費です。
	何とかならないかなと、ここ7、8年掛け合っているのですが
	どうにもなりません。
事務局	 確認という意味では相談をしてみますけれども、当然、話に
(平賀副部	出ましたが、保険は市負担で入ります。
長)	
山田委員	ただ折角、太田市のまちづくり条例があって1%まちづくり
	事業で積極的に動いているのだから、ああいうものを使えば2
	00円は出るわけですよね。何か手立てが出来ることがあるか
1, 21, 12	もしれない。
事務局	
(平賀副部	その辺は調べさせてください。
長)	
増山議長	他にはいかがでしょうか。
岩崎委員	17ページの一番下に、施行は1月1日からとありますが、
本 郊 日	既に始まっているということですか。
事務局	要綱としてはスタートしています。
(飯島補佐)	では、ことの会議に掛けて日的は何ですか、 国知のために掛
岩崎委員	では、ここの会議に掛ける目的は何ですか。周知のために掛し
	けているのですか。スタートしているのなら諮る必要はないのではないですか。
事務局	要綱はスタートしていますけれども、まだ実際に活動も募集
(飯島補佐)	もしていませんし、これから実際、どのような形でボランティ
	アを募集して、あるいは団体を募集して、それと今ご意見をい
	ただきました報酬の問題、そういったことを含めて必要があれ
	ば改定をしていきたいと思っています。
岩崎委員	それであれば4月1日からでいいのではないでしょうか。時
	系列的に合わないところがあるのではないか。
若林委員	4月1日に太田市広報で、ボランティアを募集するのには、
	要綱が1月1日や2月1日に出来ていないといけないでしょ
	う。
	まず要綱が出来て、そして今、準備の内容や太田市広報で募
	集してよいかということを諮っているように私は感じていま
	す。もし4月1日以降の要綱だったら太田市広報には出せない
	でしょ。要綱が出来ていないのに出してしまう訳ですから。
岩崎委員	1月1日施行になっているでしょ。施行になっているもの、
	PDCAの do になっているものをPで諮るというのは、時系列
	的にどうなのか。

若林委員	ただ議題を見ると、ボランティア制度の要綱についてではな
	くて、制度についてですから、私はいいと思います。これが実
	施要綱についてだとおかしいですが。もう施行されているわけ
	ですから。
増山議長	要綱が先行していることは確かですよね。確かに要綱として
	はスタートしているのは間違いないですね。
	ただ、このスタートした時期は、いわゆる太田市の景観条例、
	屋外広告物条例、それがスタートした時期と一致しているとい
	うことですよね。
	中身について、審議会の中でご理解をいただきたいというこ
	とだと思いますが、具体的な実施とか活動に向けて、ご指摘を
	いただき、また改善するところは改善していきたいと、そうい
	うご理解でいいかなと思っています。
	県の方で太田市青少年育成推進員連絡協議会などはこれまで
	実際活動をなされていたわけですけれど、これについて、この
	会員の方との話し合いなり、あるいは県の方で実質的な活動の
	実績がおありになるわけですけれども、そういったところでの
	ヒアリングなどはやられたのですか。その中で幾つか情報なり
本 郊 日	要望なり出てきましたか。
事務局	引き続き市でも活動はしていただけるという話はいただいて
(飯島補佐)	います。特に要望や問題等はありませんでした。
増山議長	確かに岩崎委員が仰ったように、現実的に考えると少しおか
	しいところもございますけれども、そんな様に理解していただ
	いて、もしも何か今後に向けてご意見いただければ反映出来る
山冰禾具	ものは反映していくということだと思います。
岩崎委員	今までのお話の中で、すでに活動している団体、防犯パトロ
	ールその他、これと一体化するというか一緒にやるということ
	は非常にいいことだと思います。
	そこで、防犯パトロールなどは無償なんですね。無償ですけれども、その裏付けが地区の活動であります。先ほど82円で
	はお茶が買えないというお話がありましたが、決してそんなこ
栗原委員	とはなくて、35円のお茶などを私どもは利用しています。私も景観ボランティアをやろうと思っているのですが、やろ
本까女貝	私も京観がフンティアをやろうと心ろといるのですが、やろ うとする時に一番心配なのが、トラブルになった時どうすれば
	フとする時に 番心能なのが、ドラブルになった時とブリれば いいのだろうと。例えば、私がやるのは自分の地元ですが、や
	ることによって、「お前が何か言ったから問題になった。」とか、
	何か後で言われるのが正直少し嫌だよと。それを考えるとボラ
	ンティアをやる人がいないのではないのかなと気にしているの
	ですが、その辺のところの対策、指導とかは考えていますか。
	地元なので結構、「あそこの家の誰々が言ったから。」何とか
	って、少し躊躇することがあるのではないかと思います。
増山議長	その辺も、実績のある団体で、何か色々と問題点とか要望と
	かあったかなと思ったのですが。
	[W 0/ 2/ CM - 6 C/ C/ C/ W 0

事%日	スのためにす 佐米の十万年 ていただいて スわかさ 戸
事務局	そのためにも、複数の方で行っていただいて、それから、何
(飯島補佐)	か言われた時には、資格者証の裏にこういうことで活動してい
	ますというようなことが書いてありますので、「これに基づい
	て市長から委任されて活動しているんです。」と、お答えいただ
	くくらいしかないと思います。あまりにもトラブルになるよう
1,31,53	でしたら、そこはやめていただくということです。
事務局	除却出来るものというのが、家の塀に貼ってあるものはダメ
(八木田主	で、公共的なものもダメです。貼る人は悪いと分かっていて貼
(任)	っている。伊勢崎市に問合せをしたのですが、その辺はそれほ
	ビトラブルになったことはないということです。貼っている人
	に遭ったら剥がす時何かあるかもしれないですけれども。
増山議長	他にはいかがでしょう。
山田委員	要綱では、景観阻害物件の監視及び通報に関する制度を実施
	することに関し、とあります。今回の提案になっているものは、
	違反簡易広告物の除却制度を創設しましたと書いてあります
	が。
事務局	両方です。今回この制度は、違反簡易広告物の除却と景観阻
(飯島補佐)	害物件の監視・通報です。
山田委員	今回の提案で除去できるところまで広げたということではな
	いですよね。この要綱の中で除去していいですよということま
	で謳われているのですか。
事務局	141.)
(飯島補佐)	はい。
山田委員	分かりました。
増山議長	2つ役割があるようですね。
山田委員	通報はどこにやったらいいのかというのは、はっきりしてい
	るのですか。
事務局	それは、担当の都市計画課へ。
(飯島補佐)	で40/4、1年日の相口口回味、。
増山議長	車両などは貸し出すのですか。
事務局	ままは代しまして ペキナル)
(飯島補佐)	車両は貸し出しできません。
増山議長	ご自分の、それぞれ団体などの車で。
事務局	代1月17日でも2のは120十四十2半月だけでナ
(飯島補佐)	貸し出しできるのは除却する道具だけです。
増山議長	大型の立看板などがあったりしたらどうすれば。
事務局	除却できないものについてはご連絡いただければと思いま
(飯島補佐)	す。例えば、先ほど出た大型の立看板などとても取り外しでき
	ません。そういった時には、ご連絡いただければ私どもで対応
	いたします。
山田委員	私もやろうかなと思っていて、実際自分がやるとどうなのか
	なと思って。
増山議長	他にはよろしいですか。

136 1 336 1	
増山議長	それでは、他にご意見もないようですので、お諮りいたしま
	す。
	議案の第5号ですね「景観ボランティア制度」については原
	案のとおり決定にご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	では「異議なし」と認めまして、議案の第5号につきまして
	も、原案のとおり決定いたしたいと思います。
増山議長	それでは、続きまして、議案の第6号「太田市景観賞の創設」
	ということで事務局より説明をお願いいたします。
議案第6号	それでは、議案第6号 太田市景観賞の創設につきましてご
説明	説明申し上げます。議案書の32ページをご覧ください。
(今泉参事)	本案件は、景観条例第32条の規定により、本市の良好な景
	観の形成に寄与していると認められる市民や事業者を表彰する
	ため、太田市景観賞を創設しようとするものでございます。
	これまで、建造物を対象とする表彰制度はございましたが、
	この制度では、建造物はもとより、良好な景観づくりに関する
	活動等も表彰の対象に加え、自薦・他薦を問わず広く募集して
	いきたいと考えています。
	なお、審査につきましては、先ほど設置されました「表彰等
	評価部会」にお願いしたいと考えています。
	以上です。よろしくお願いいたします。
増山議長	はい、ありがとうございます。
	只今、事務局の方から議案第6号の「太田市景観賞の創設」
	ということで、説明がございました。
	只今の説明に関しましてのご意見、ご質問等がありましたら
	どうぞ。
	要するに、市民あるいは事業所を対象にして、まず景観的な
	景観形成のこれまでの取り組みに対して表彰する、というのが
	一つ。それからもう一つは、景観に配慮した建築物、工作物、
	町並み、そういったものについてのどちらかと言えばハードな
	設計、デザイン、計画、そういったものに対しての表彰として
増山議長	の制度。要するに、両面あるというように考えてよろしいです
	よね。
	表彰の範囲の第3条によると、第1号から第4号までが取り
	組みですね。第5号、第6号がどちらかといえばソフトな取り
	組みというよりはハードなものに対しての設計行為ということ
	でございますね。
	最終的には今日のように集まって判断してという流れで問題
	ないと思いますが、今までも景観賞とかあるいは生垣コンクー
山田委員	ルとか色々な賞がありましたよね。
	そういうものはみんな無くなっていって、太田市では景観に
	関する表彰はこれしかないという理解でいいですね。
事務局	今お話に出ました生垣コンクールにつきましての調整等は特
事 務局 (飯島補佐)	「「ついません。無くなるという事ではないです。
(以西州江)	
	実は、建物につきましては従来、建築指導課で建築賞という

	のがありまして、それも景観に配慮した部分というのは審査対
	象になっていました。今回、太田市が景観行政団体になって景
	観計画でということで、建築指導課が行っていた建築賞あるい
	は景観賞、そういったものをやめて、その代わりに、今度新た
	に景観賞という形で、ハード、ソフト両面から表彰する。そう
	いう制度でございます。
山田委員	前回、あまり好評ではなかったので、物議をかもし出してる
	ところがあるので。あれは無くなるのですね。
	この賞としては、最優秀賞とか優秀賞とかそういう位付けが
	あるのかどうかということと、大体何件くらいを目途に表彰す
	るのかをどのようにお考えなのかということと、第9条ですが、
渡邉委員	第9条第3項に外観又は配置の変更等により良好な景観の形成
	に寄与しないものと認めたときは、返還させるとありますが、
	それは誰かがチェックしているとか、どういうタイミングでの
	判断によるのかということを伺いたいのですが。
	どうでしょう。今現在はどのくらいを考えていらっしゃるの
増山議長	
事效口	か。
事務局	まず、表彰ですけれども、3点だったかと。大賞と優秀賞2
(飯島補佐)	点で、これはジャンル別に部門を分けるのではなく、全体で3
	点です。
増山議長	もう一つはどうでしょう。
事務局	返還につきましては、定期的にチェックをするというような
(飯島補佐)	ことはありません。そういったようなことが、通報なり、ある
(1)	いはボランティアの方のご協力なりで分かった時点という形に
	なります。
	あえて年に1回それを見て回るだとかというようなことは考
	えておりません。ただ、ここにある以上やるという形になろう
	一かと思いますけれども、基本的にはきちんと管理していただけ
134 1 -34 1-	るものと思ってやっております。
増山議長	少ないですかね、こういう返還において明記しているのは。
事務局	他市にも同じような例はございますけれども、返還された例
(飯島補佐)	についてはほとんど聞いたことがございません。
柳澤委員	表彰は、毎年1回とありますが、だいたい時期的にはいつ頃
	を予定しているのでしょうか。
事務局	
(飯島補佐)	年内です。秋頃を予定しています。
増山議長	夏に募集をかけて、秋に表彰をする。そういう流れですね。
	他にはいかがでしょうか。
増山議長 	
	やはりこれでお認めいただければ、今度具体的に、部会を開
	いたりしながら、詳細を詰めていくということですか。
	例えば、その実際の募集の計画にしろ、ちょっと詳細を調整
	しなければならないことが若干あるかもしれないですよね。そ
	れについては1回位部会を開く必要があると思いますが。
事務局	- 部会長と相談しながら進めてまいりたいと思います。

(年 白 壮)	
(飯島補佐)	
増山議長	他にはいかがでしょうか。
増山議長	今、ご説明いただいた太田市景観賞という新しい賞の創設に
	ついて、今説明ございましたけれども、これについて原案のと
	おりお諮りいたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは原案のとおり、これにつきましても議決されました。
増山議長	次に、議案の第7号です。
	今回の最後の議案になりますけれども「屋外広告物禁止地域」
	の指定」についてということで、事務局からご説明をお願いいた
* * * * *	します。
議案第7号	それでは、議案第7号 屋外広告物禁止地域の指定につきま
説明 (人自名重)	してご説明申し上げます。議案書の36ページをご覧ください。
(今泉参事)	本案件は、屋外広告物の表示等を禁止する地域のうち、市長 が指定する地域を指定しようとするものでございます。
	が指定する地域を指定しようとするものでこさいます。 候補地は、屋外広告物禁止地域等候補一覧に記載のとおりで
	ございまして、選定の考え方は、37ページに記載のとおりで
	ございます。
	ここ・よう。 よろしくお願いいたします。
増山議長	それでは今、概略をご説明いただきました、議案第7号の「屋
	外広告物禁止地域の指定」についての説明がありました。
	36ページからの所でございますけれども、このあたりにつ
	きまして委員の皆さんのご意見・ご質問をよろしくお願いいた
	します。
山田委員	国指定の国重要文化財の絡みで、そこでの規制は出来るので
	すか。国の指定重要文化財、国指定史跡というところに対する
	口の出し方っていうんですかね。
事務局	広告物禁止地区ですから、通常の広告物を貼ってはいけない
(飯島補佐)	地区ですので、それに対しての景観の行為、大規模行為とはま
1.四壬巳	た別の問題になってきます。
山田委員 	元々こういう所は、そういうことを全部してはいけない所じ やないのではないかなと。
増山議長	だから、逆にいえば、市長がきちんと指定してもらわなくて
·日 山 哦 以	はまずいですよという事にもなりますよね。この屋外広告物に
	ついてですね。
事務局	
(八木田主	そのもの自体は当然貼ってはだめですけれども、その周辺の
任)	地域を定めるというものです。
増山議長	今のことに関連して、37ページの3番の下の所に、禁止地
	域に指定する物件の区域の考え方とありますよね。この辺りが
	結構大事ですね。
山田委員	望見できる範囲があって、周りから見てそういう国指定の史
	跡や何か全体図を阻害するようなものは貼ってはいけないよ
	と、そこまで視野に入れているということでいいのですね。

増山議長	そうですね、踏み込んでいけるということですね。
増山議長	他にはいかがでしょう。ご質問をどうぞ。
	候補地も挙がっていますので、それについてもご意見をいた
	だけたらと思います。
	この中には、太田市景観計画がスタートする以前の群馬県屋
	外広告物条例の規程によって禁止地域だったところも含めて、
	その他に、新たに文化財関係のところが追加さたと考えていい
	ですかね。
事務局	はい。この中では⑨番の北関東自動車道(沿道300m以内)、
(飯島補佐)	これは県の方で既に禁止地域に指定されています。それと⑫番
	の太田駅前広場、これにつきましても県の条例の中で禁止地域
	に指定されています。これらについては、このまま引き継いで
134 1 34 13	いきます。
増山議長	もともと限られた所しかなかったですよね。
小保方委員	この広告物禁止地域ですけれども、立看板とか貼り紙とかと
	いうものが頭に浮かぶのですが、もっと大きい建物、よく鉄塔
	が出来て、その電線が文化財を通過するとか。あるいは今、携
	帝電話の中極塔があらころに立ら始めています。これらは京観 を阻害すると感じるのですが、広告物には該当しませんが、携
	帯の中継塔あるいは鉄塔、電線の通過、こういうのはどうする
	のでしょうか。
事務局	鉄塔等は工作物になりますので、太田市景観条例の届出対象
(飯島補佐)	行為の対象になっております。それらを禁止するとすれば、重
	点地区なりを設定して、ここのエリアには建てないとか、そう
	いう決め事をしていかなければなりません。それについては、
	例えば先ほどの新田荘など面を決めて、もちろん、地元に住ん
	でいる皆さんと協議をしながら、このエリアにはこういったも
	のは駄目、こういったものは良いなど、景観に対して決め細や
	かな取り決めをしていって、住民の皆さまのご理解がいただけ
1.11.1.1.11	れば、そういう規制をすることは可能かと思います。
小保方委員	景観という大きい面で捉えると非常に気にかかっていて、何
(単小業)	かそういう規制があればというところです。
増山議長 増山議長	他にはいかがでしょうか。 それでは、他にご意見等もございませんので、お諮りいたし
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ます。
	よう。 最後の案件になりますが、議案の第7号「屋外広告物禁止地
	域の指定について」ということで、原案のとおり決定すること
	にご異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	それでは「異議なし」と認めます。
	よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたしま
	す。
増山議長	議案としては以上で終了致しますが、次に、報告事項がござ
	います。 - 祝生第1号「長外方生物の租出し課題及び会後の版り知り」と
	報告第1号「屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組み」に

	一ついてということで、これは先ほど議論してきたいくつかのも
	のに関連していますけれども、ご説明を事務局よりいただきた
	いと思います。
報告第1号	それでは、報告第1号 屋外広告物の現状と課題及び今後の
説明	取り組みにつきましてご説明申し上げます。議案書の38ペー
(今泉参事)	ジをご覧ください。
	屋外広告物の現状と課題は、一つ目に、大規模商業施設の実
	に3分の2が全部または一部無許可であります。あるいは、許
	可を取らずに表示されている広告物が多いこと。二つ目に許可
	基準に適合しないものがあること。三つ目に広告物の総表示面
	•
	積の上限が現状に即していないことでございます。
	これらを踏まえ、今後は、実態を把握し、広告物の適正化に
	努めるとともに、広報や関係課等と連携しながら制度の周知を
	図っていきたいと考えています。
	なお、調査の結果、市役所内でも多くが無届であるという状
	況でございますので、届出が必要なものは届出をさせていきた
	いと考えています。
	以上です。よろしくお願いします。
増山議長	簡単ではございますけれども、今、報告として屋外広告物の
	現状と課題、あるいは今後の取り組みということについてご説
	明をいただきました。
	お感じになったことなどございましたらどうぞ。
小田禾島	
山田委員	これは、このことを地道にやっていくしかないと思う。
	ちょっとこれはいい例として捉えたらどうかということで、
	407号線と太田の環状線バイパスの所に、景観条例を作ると
	きに話題になった、自動車中古屋さんの看板、赤・青・黄色で
	派手で、あれは阻害要因だって話がありましたよね。今パチン
	コ屋さんになって凄く落ち着いた緑のあまり目立たない、あれ
	は何かこういう景観条例の効果があったのかな、あればみんな
	に「あんないいことがあったんだよ」と言いたいなと思ったの
	ですが、そういうことではないのですか。
事務局	よした かけがものなる ウンサンチンチ
(飯島補佐)	あれは、お店があの色を自主的に使いました。
事務局	
(八木田主	 景観条例の届出対象行為の届出はしていただきました。
任)	Many Many Many Many Many Many Many Many
山田委員	指導も入らなかったのか。
事務局	指導はしていません。最初からあの色で、届出対象行為の届
(飯島補佐)	出を、当時は県だったのですが、県へ出して来た時からあの色
() () () () ()	でした。ただ、建物の色合いとしてはいいですが、ちょっと広
	告塔としては大きいかなと思います。
	景観について少し頭にあったかもしれないですね。
	2.2
山田委員	色々やっている効果があるのかなと思ったのですが。

増山議長	今後の取り組みというのもたくさんあって、確かに仰ったよ
	うに地道にやるしかないですよね。
若林委員	一番最後の数字ですけれども、市で長期届出が必要なものが
	364件あって、届出してあるのが11件だけ。ところが全数
-1-74-17	は19,457件だけれども多くは届出不要ですか。
事務局	屋外広告物というように捉えられるものは、全て報告を出し
(八木田主	ていただいたので、例えば天神山、天神公園と入口に書いてあ
任)	るものも報告してもらっています。そういうものも、広告物の
	一部だよと分かってもらう為に実施したので、そういうものは
	当然届出を出していなくても結構です。
	届出が必要なものの中で、届出してもらっているのは、この
	ような件数になっています。
基 44 系 号	
若林委員	問題は、この長期届出というところですね。
事務局	そうです。
(八木田主	担当されている方が変わってしまうと、「当然、以前に届出を
任)	したのだろう」と考えていて、届出というのは更新の取り扱い
	をしていなかったので、1回届出ればいいですよという形でや
	っていたので、新しいものというのは比較的、届出をしている
	という話ですけれども、古いものになってしまうと、届出した
	だろうなという感じで捉えていたところが多いようです。
岩崎委員	38ページの「現状と課題」のところは、太田市のホームペ
70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7	ージか何かには載っていますか。
事務局	この部分については、まだ触れていないです。
(飯島補佐)	実は今後、広報を通して定期的に、屋外広告物は申請・届出
	が必要だということと、どういう状況かという事はシリーズ物
	にしてお知らせしていこうかなと考えています。具体的に、例
	えばのぼり旗の話とか、立看板の話とか、貼り紙の話とか、テ
	ーマを定めてお知らせしていった方がいいのかなと考えており
	ます。シリーズ化してお知らせしていきたいなと思っています。
増山議長	広告関係の事業者の方は、十分にこういったことは熟知して
·	認識されていますか。要するに知らなかったという話も随分あ
	りますかね。
事務局	広告業者の方々は、知らないでは済まされません。
(飯島補佐)	建設業などの方ですと、また違うかもしれませんけれども、
	広告業としてやっている以上は知らないはずはないです。
当 此 禾 早	
岩崎委員	催し物に、色々な部品とか何かを提供するような、配布する
	ような業界の方もいますよね。仮設テントとか。あの辺は知ら
	ない。私がちょっと聞いた所では、県の方は知っているけれど、
	市の条例まではまだ知りませんでしたっていうのはありました
	ね。
事務局	それは、一度市でイベント等をやれば、気づいていただける
(飯島補佐)	でしょうけど、従来は、県に届出るということで、太田市では
	太田土木事務所に届出をしていました。広報に掲載したり、ホ
	ームページに載せたりはしていますけれども、まだ十分な周知
	は図られていないのかと思われます。今でも太田土木事務所に
	は凶り4ぃくビイホビマンル゙ピ心ネンネレホタ。 フ くも瓜田上小事伤別に

	見出さとなったものと エカルキオ
	届出をされる方もいらっしゃいますし。一度お出しいただけれ
	ば、こちらなのだということを気づいていただけるかなと思い
	ますけれども、そういったことを含めて、広報活動をさらに地
	道にしていきたいと思います。
岩崎委員	この広報は各家庭に一つずつ行きますよね。業者にも行くの
	ですか。
事務局	広告業を営んでいる業者さんには郵便で「太田市に変わりま
(飯島補佐)	す」というお話は年内のうちに通知、ご連絡をしました。
小林(良)委	余談ですが、私がもう一つ関わっている市のグループの団体
員	で、情報コーナーをやらせていただいて、そちらには毎月、市
	から市民のお知らせという形で広報やらがあります。そうしま
	すと、大概の業者さんは自分の仕事に必要なのでしょうね、あ
	そこに来る人は、それなりに法を遵守しようという意識がある
	みたいで、そういう業者さんは努力をして、情報を入手しよう
	としています。
増山議長	周知していくということは、大事なことだと思いますので、
	効果的な方法というか、有効な方法をね。それにもまず先行し
	て市役所がやらないといけないと思いますよね。
増山議長	他には何かお感じになったことはございますか。
一日四战人	なければこれは報告事項でございますけれども、報告の第1
	号「屋外広告物の現状と課題及び今後の取り組み」についてと
	いうことで、これについての報告事項として承認をいただいて、
	ご異議はございませんね。
 委員	なし
増山議長	それでは、報告事項含めて7つの議案が無事終了いたしまし
1日 1日 成 八	た。
	^^。 審議を終了したということで、議長の職をこれで終わらせて
	一番職を終了したということで、職民の職をこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事 数巨	1 2 2
事務局	増山議長におかれましては、長時間にわたりまして円滑に議事なとは、たいただされる。またがしるございよりた
(平賀副部	, -,-,,
長)	1 キャ 禾旦の比様には 劫辛のも7送込た1々いただもナ1
	また、委員の皆様には、熱意のある議論をしていただきまして、土布まりがいるございました。
,	また、委員の皆様には、熱意のある議論をしていただきまして、大変ありがとうございました。
事務局	
事務局(平賀副部	て、大変ありがとうございました。
事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他)
事務局(平賀副部	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6. その他」の項目で、第2回お気に
事務局 (平賀副部長)	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6. その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局 (平賀副部 長) 事務局	 て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6. その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観
事務局 (平賀副部長)	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧くだ
事務局 (平賀副部 長) 事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。
事務局 (平賀副部 長) 事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。 この発表会は、昨年度景観計画を策定したのをきっかけに、
事務局 (平賀副部 長) 事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。 この発表会は、昨年度景観計画を策定したのをきっかけに、市内の良好な景観を広く紹介するために開催したものでござい
事務局 (平賀副部 長) 事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。 この発表会は、昨年度景観計画を策定したのをきっかけに、市内の良好な景観を広く紹介するために開催したものでございまして、今回が2回目でございます。
事務局 (平賀副部 長) 事務局	て、大変ありがとうございました。 (6 その他) 続きまして、日程の「6.その他」の項目で、第2回お気に入りの景観発表会につきまして、事務局より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他といたしまして、第2回お気に入りの景観発表会につきましてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。 この発表会は、昨年度景観計画を策定したのをきっかけに、市内の良好な景観を広く紹介するために開催したものでござい

	も是非ご応募くださいますようお願い申し上げます。
事務局 (平賀副部 長)	ただいまの説明に関しまして、何かご質問等ありましたらお 願いいたします。
事務局(平賀副部長)	(7 閉 会) 特にご質問等もないようですので、以上を持ちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。 本日は、誠にありがとうございました。 また、何かありましたら都市計画課にお電話などいただければ対応させていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。